

教育力向上福岡県民会議 第1回 専門部会のまとめ(主な提案事項)

「実体験を重視した教育について」

1 学校での体験活動

特別活動の充実を図る。

(理由) 特別活動の目標と「福岡がめざす子どもの姿」は同じ内容。

(理由) 新たな体験を作り出すのではなく、現在、実施されている体験活動を見直すことが学校が取り組みやすい。

(理由) 特別活動での「学級、学校を自分たちの手でよりよくするために、話し合い役割を分担し、実践する」という体験の積み重ねが、地域や家庭での自治的・能動的な体験の基礎づくりになる。

異年齢交流に取り組む。年少者が「年上の子どもと自分には同じ事はできないが、何かしたい。」という意欲をもったときに、「何をするか」を考えさせ、提案する。

(例) 中学生をリーダーとした異年齢の清掃活動。

(例) 小中合同の運動会で、小学生と中学生が1つの種目(競争遊技)に出場。

(例) 年少・年中・年長をペアにしたペア交流。

(理由) 年下は、年上にあこがれをもち、「あんなお兄さん、お姉さんになりたい」という思い(モデル像)をもたせることができる。

(理由) 同年齢では自分のよさを発揮できなくても、異年齢でリーダーシップを発揮でき、自分の居場所(所属感)を感じることができる。

(理由) 年上は確実に自尊感情が高まる。年下が頼るので、自分に自信をもち、自分を肯定的にとらえるようになる。リーダーシップも発揮できるようになる。

(理由) 疑似兄弟体験ができ、絆が深まり、より関係や遊びが深くなる。

(理由) コミュニケーション能力も高まるし、自分の存在や価値、自分が守られているという意識が高まる。

自主的な体験活動を行うために、保育士や教師がやっていたことを子どもたちに渡していくなど、生活を見直して、行事につなげていく幼児期からの体験を積み重ねる。

(留意点) 時間がかかることを覚悟し、急がせない。

(留意点) 大人の指示は「こうしなさい」ではなく、「どうすればよいと思う？」へ。

(留意点) 子どものアイデアに対しては、改善点を指摘することも大切である。

保育園・幼稚園から小学校、中学校とその発達段階に相応しい自主的な体験を積み重ねていく、ステップが必要がある。

(理由) いきなり子どもに「自分でやりなさい」と言ってもできない。

先生も子どもも学校を楽しむために、休み時間に先生と一緒に、クラス全員と遊ぶ。

(理由) 学校を楽しんでいると感じ、自主性や学力も向上する。

ゲストティーチャーとの打合せを綿密に行う。

(理由) 体験も学校だけで実施できるものと、家庭や地域の協力や連携がないと実施できないものがある。

(理由) ゲストティーチャーが懇切丁寧に指導しすぎて、自主的な体験にならなかったということがある。

教育委員会からの金銭的支援

(例) 年1回実施していた長期宿泊体験を年2回実施する。

(理由) 学年に落ち着きが出て、人間関係もよくなった。

(例) 講師謝金や旅費、活動の保険代など

(理由) 学校が必要としている分野に精通したゲストティーチャーが地域にいない。

2 家庭での体験活動

家庭での基礎的な体験をさせる。

(例) ルールやマナーをしっかりと教える

(理由) 「させられ」体験になる理由は、学校では時間が決まっている。

(理由) 全ての子どもに同じ体験をさせるということが学校の特徴。

(理由) 教育課程上の配当時間もあり、できる子とそうでない子の差が大きい。

(理由) 始めから終わりまでの丸ごとの体験を学校で請け負うのは無理。

3 地域での体験活動

遊びを活性化する方法として、子どもたちが「アンビシャス広場(子どもの居場所)に来たい」という意識をもたせるために、子どもが組織して、子どもが運営する広場づくりに取り組む。

(理由) 自分たちが広場に関わっているという意識をもたせることで、失敗しても成功しても自分たちで自主的に企画・立案・運営していくことができる。

(理由) 大人が企画・運営すれば、自主的な活動にならない。

遊ぶ広場をつかって遊具を置くのではなく、自分たちで遊びを工夫できるような場を整備する。

(例) 町所有の全く使っていない土地の草取りを子どもが行い、大人は町と交渉して取った後の草の処理を無料をお願いし、木登りや自然遊びができる場所を子どもと整備する。

(理由) 運動の仕方や遊び方を教えるだけでは根本的な解決にならない。

地域で通学合宿に取り組むための保護者の理解と行政や団塊の世代などのボランティアの支援。

(理由) 子どもたちは体験をしていないし、保護者も体験させていない。

(理由) 7泊8日の通学合宿を行うと、子どもたちはいろいろなことができるようになる。

(理由) 団塊の世代は、他の指導者が声をかけると、喜んで参加してくれる。活躍する場を欲しがっている。

4 学校、家庭、地域、共通の体験

自分たちで考えて、自分たちで何かを決めていくという能動的体験に取り組む。

(理由) 自分ができたときの満足感が全然違う。

(理由) 全てがお膳立てされた体験では、思ったような効果は得られない。

心を震わせる体験活動を実施する。

(理由) 「嬉しい」、「悔しい」などの感動を伴わない体験は、身に付かない。

体験活動を意味あるものにするための大人の関わり方、子どもの積極的な活動を促す指導方法などの研修を行う。

手を出さない指導ボランティアとしての立場を保護者に指導することが必要。

計画段階から子どもに参加させることが大切である。

(留意点) 実際の活動をイメージさせて、実施可能なかどうかを判断させ、実行させる経験を重ねていく。

毎日の生活の中で、「子どもにできることは、子どもの手で」させる。

(例) 掃除の時の水汲み

(理由) 子どもたちができることを大人が取り上げており、自主性が育たない。

5 学校、家庭、地域の連携

アンビシャス広場で、年間スケジュールを学校やスポーツ少年団などに示し、連絡をとりながら、行事のある日はアンビシャスに参加させるよう要請する。

(理由) 子どもが忙しく、地域での体験活動に参加できない。

(理由) 広場だけで実施しようとしてもなかなかできない。

保護者に、小さな頃からの遊びや運動の経験が必要なことを理解させる。

遊びの中でけがをしながら成長することを、保護者に自信をもって指導できる大人を増やしていく。

読み聞かせの活動

- (理由) 興味のなさそうな子どもも、違うことをしながらも耳を傾ける。
- (理由) 学校を楽しくすることにつながる。
- (理由) コミュニケーション能力を高めることにもつながっていく。

6 コミュニケーション能力を高める

子どもの聞く力を高める。

- (理由) コミュニケーション能力で大切なのは、しゃべる力ではなく、聞く力。
- (留意点) 相手が何をいいたいのかを相手の気持ちにそって、忍耐強く聞くこと、待つことが大切。
- (留意点) 観察することと待つことが必要である。また、相手の話を聞くときに、聞いたことを時系列に並べると、整理しやすいし、相手の話を引き出しやすい。

子どもの話を目を合わせて、肯定的に聞く（傾聴ボランティア）

- (理由) 今の子どもが話を聞くことができないのは、目と目を合わせる経験や自分の話を聞いてもらう経験が不足しているから。
- (理由) コミュニケーション能力の基本は幼児期につくられ、4歳～6歳時に、しっかりと家族と話をすることが、その後のコミュニケーション能力の基礎になる。
- (理由) 今の保護者は子どもの話を待てない。子どもの話を聞いて共感することが大切。共感があれば話す心地よさを味わうことになり、次のステップにつながる。
- (理由) 表現できなければ自信がもてない。

人間関係を築く力を高める。

- (理由) コミュニケーションだけが独立しているのではなく、人間関係を築く力と密接な関係がある。

コミュニケーションは、人と人をつなぎ、人と人を高めることになる反面、人を殺す道具にもなることもしっかりと教えていく。

- (理由) 新たなコミュニケーションの問題として、インターネットなどを介したいじめの問題がある。

コミュニケーションの様子をビデオ等で、客観的に振り返らせることが必要。

- (理由) 言うことがコミュニケーションだと思っている人もいる。
- (理由) 授業が知識注入型であり、双方向型ではない。

コミュニケーション重視の指導方法に関する研修の実施や実践モデル校による研究

- (理由) 子どもの話を聞き、自分を表現させる授業になっていない。
- (理由) 能動的な楽しい授業ができる。

「学校を支援する体制について」

1 家庭による学校支援

「新」家庭教育宣言」を拡大する。

(例) 家族のルールをお互いで作りながら、コミュニケーションを図る。

(例) 早寝、早起き、朝ごはん、手伝い、ノーテレビデーなど

(理由) 保護者も子どもも消費社会で育ち、サービスを受ける側になっている。

(理由) 「サービスを受けて当然である。」ということを学校にも求めている。

とにかく、させる、食べさせる、寝させることを施策として実施する。

(理由) 「子どもの自主性」ということを言いすぎてはいけない。

(理由) 夜更かしするのは自主性ではないことを強く言うべき。

2 地域による学校支援

地域による学校への支援として、地域の大人が国語・算数を指導。

(理由) 子どもの学びの基盤としての基礎・基本が十分でなければ、地域で指導する。

小学校に対して民生委員の方に、学校支援ボランティアをお願いしている。

(例) 掃除の仕方の指導、授業の準備、後片付け

(理由) 学校は教育活動がよりよくなる。

(理由) 民生委員は児童委員としての自覚を深める。

大人ではなく、学校を卒業したばかりの若いボランティアを組織して、同窓会などで学校に対する支援を呼びかける。

(理由) 母校の力になりたいという卒業生のボランティアもある。

(理由) 青少年の非行防止にもつながる。

3 支援を受け入れる体制

学校とボランティアをつなぐコーディネーターが必要。

(理由) 学校支援ボランティアをしたくてもどうすればよいのかがわからない人、学校もボランティアに来てほしいが単発的なゲストティーチャーしか知らない。

(理由) 受け入れる側も体制を整えやすい。

地域に学校とクレマーとのパイプ役。学校と地域の方とのトラブルを、地域で処理できる民生委員やボランティア、自治会の役員などからの人的支援。

(理由) 学校は子どもの指導に専念できる。

(理由) 学校と地域の連携強化にもつながる。

教師が指導すべきことを支援ボランティアに任せない。

(理由) 学校が支援を受けるに値する教育活動を実施。

(理由) 学校の果たすべき役割がある。

地域の方が学校に来やすい状況をつくり、学校で大人が活動している場を設ける。

(理由) 子どもが休み時間に自然な形でふれあう機会を提供することができる。

(理由) 今までの一方的な支援の在り方と違う方法。

子育てをしているのは一般企業では、管理職の年代であることを踏まえた支援策を考える。

(理由) サービス業に従事している保護者が多く、不規則な勤務がある。

(理由) 専業主婦の生活スタイルをイメージは、現実的ではない。

(理由) 晩婚化や男女共同参画も進んでおり、女性の管理職も多くなってきている。

1 連携の具体的内容

施設の共有化

現在、「認定こども園」として認定されているところもある。
保育所と幼稚園の園児の保育室の共有化
園外保育や園内行事の合同保育の実施

2 連携の方法、組織等

幼稚園舎に4、5歳児、保育所舎に0～3歳児の保育室を設置。
日常からの情報交換を目的として、職員室を1つにする。

3 成果

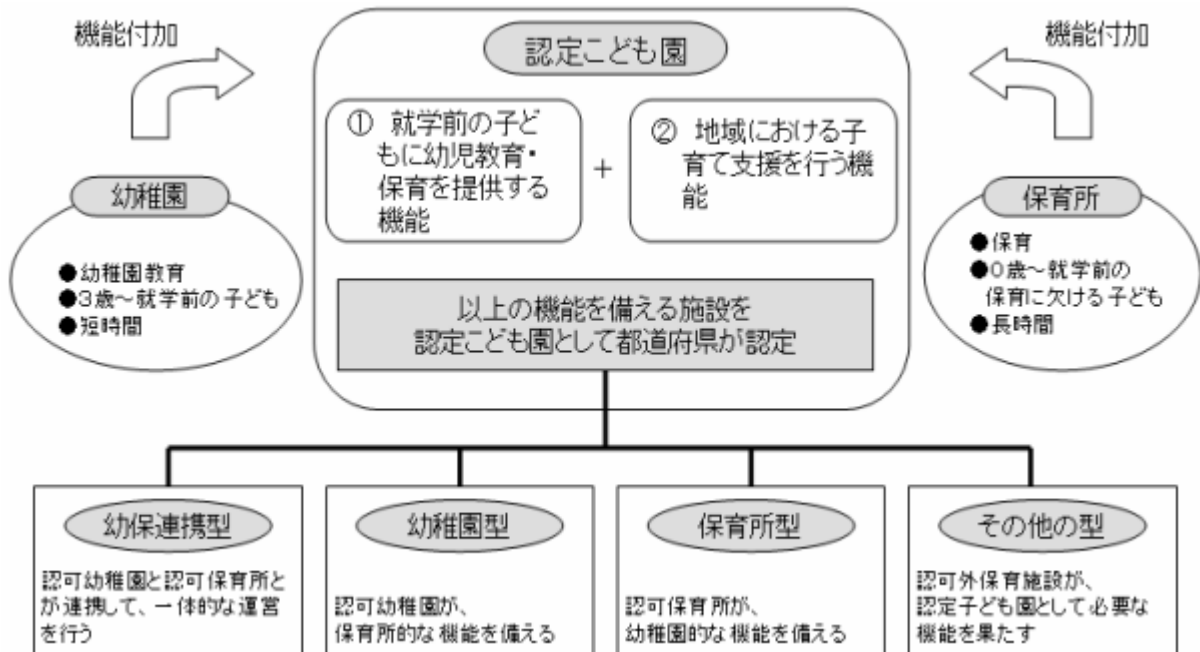
幼児の育ちを長いスパンで捉えようとする教員の意識が定着してきた。
保育所と幼稚園の教職員の共通理解が得られた。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
(平成18年10月1日施行)

1 目的・メリット

郡部・・・幼稚園・保育所の子どもの集団の小規模化や運営の非効率性の解消
都市部・・・保育所待機児童対策
共通・・・利用者の幼児教育・保育の選択肢の拡大
親の就労の有無にかかわらず利用可能
育児不安の大きい家庭の支援

2 認定こども園とは



3 本県の認定こども園

施設名 (幼保連携型)	所在地	定員	
		保育に欠けない子	保育に欠ける子
アザレア幼児園(須恵町立須恵西幼稚園、須恵町立第一保育所)	糟屋郡須恵町	95人	130人
むろずみこども園(むろずみ幼稚園、むろずみ保育園)	福岡市早良区	150人	60人
だいいいちこども園(だいいいち幼稚園、だいいいち保育園)	筑紫野市	60人	200人

1 連携の具体的内容

小学校の生活科などの授業を活用した小学校児童と幼稚園幼児の交流
教職員の共通理解を目的とした研修の場の設定

2 連携の方法、組織等

3学期に、小学校5年生と幼稚園の年長の幼児を対象とした交流を行う。

3 成果

小学校入学を前にして、5年生とかかわることで、小学校への期待をふくらませる幼児の姿が見られた。

教師間の打合せや反省会によって、互いの指導の在り方への理解を深めることができた。

1 保育所指針の施行に際しての留意点（雇児保発第0328001号 H20.3.28）

保育所保育指針において、保育所児童保育要録の小学校への送付が定められるとともに、今般改正された「小学校学習指導要領」においても、小学校と保育所との連携が新たに盛り込まれたところである。

これらを踏まえ、保育所、幼稚園及び小学校の連絡協議会の設置等により交流の機会が設けられ、相互理解が深められることが期待されるが、各市町村においても、市町村教育委員会をはじめとする関係部局と連携し、これらの取組を支援・推進すること。

2 幼稚園教育要領における小学校との連携に関する記述

第3章 第1 1(9)

幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

第3章 第1 2(5)

幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。

3 小学校学習指導要領における保育園・幼稚園との連携に関する記述

第1章 第4 2(12)

学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること

1 連携の具体的内容

小中一貫した指導方法や指導体制
小・中の児童生徒の交流

2 連携の方法、組織等

9年間のカリキュラムの作成
・ 小中一貫した総合的な学習の時間
兼務教員の授業や交換授業による一部教科担任制の実施
歓迎遠足、クリーン作戦、集団体験学習、授業での交流活動の実施

3 成果

小学校6年生の中学校入学への不安解消、中1ギャップの解消
教師の指導力の向上、きめ細かな学習指導、生活指導の実現
家庭との連携の強化

1 連携の具体的内容

「育徳」を共通理念に、「文武両道、質実剛健」の校風を掲げ、共通の校章、校歌を採用している。

中学・高校間での指導内容の移行等、中高一貫教育校の特例を活かした教育課程、6年間を見通した教育内容。

地域の歴史や学校の特色を生かした総合的な学習の時間（「心の源流」）の実施

- ・ 中学校での生き方探求活動（進路研究・中高交流）を、高等学校での「いくとく」プラン（進路学習・課題研究）へとつなぐ。
文化祭、体育大会、マラソン大会の合同開催、合同部活動、合同PTA
中学校と高等学校間での異学年交流活動（進路学習、台ヶ原茶園学習等）

2 連携の方法、組織等

校長は中学校、高等学校を1名で兼務、中学・高校間での教諭等の人事交流同一の職員室の使用

中学、高校で別組織だった校務分掌を一本化

中学、高校の両方で授業を担当する教員28名

合同の校務運営委員会、職員会議、職員研修の開催

学校内外における中高一貫教育に係る指導方法の研究

- ・ 県立中高一貫教育校3校による「中高一貫研究協議会」では「指導方法部会」等、中学・高校を交えた効果的な交流の実施

3 成果と課題

進路指導、キャリア教育等、6年間一貫した学校教育目標に基づく継続的な指導が可能。

中学と高校間での異学年交流によるリーダーシップの育成、規範意識、自尊感情の高まり、特に上級生の意識向上

学校に対する満足度が高い。（入学してよかった生徒83%、保護者94%）

学習内容に関する習熟に程度に応じた指導

高校段階からの入学生（外進生）に対する対応

遠方からの通学者に対する指導

1 公立高等学校校長及び教頭

(1) 研修の日時、内容 (平成 19 年度分)

県立高等学校等校長研修会

日時：5月17日(木)、5月30日(水)、9月14日(金)、11月20日(火)～21日(水)

内容：校長として学校運営の充実を図るための基本的な諸課題について研修を行う。

県立学校等新任校長研修会

日時：5月10日(木)～11日(金)、7月24日(火)

内容：校長としての自覚を促すとともに、学校管理者としての資質の向上を図る。

県立学校等教頭研修会

日時：5月31日(木)、9月27日(木)

内容：教頭として学校運営の充実を図るための基本的な諸課題について研修を行う。

県立学校等新任教頭研修会

日時：5月24日(木)～25日(金)

内容：教頭としての自覚を促すとともに、学校管理者としての資質の向上を図る。

福岡県立高等学校定時制・通信制課程校長・教頭研修会

日時：11月16日(金)

内容：実践発表を通して、学校管理者としての資質の向上を図る。

(2) 成果と課題

教育改革の進む中、諸課題の対応について、管理職としての情報の共有化及び、円滑な学校運営と危機管理に対する意識の高揚。

時宜に応じた研修課題の精選。

2 市町村（学校組合）立幼・小・中・特別支援学校の新任校長

（1）研修対象者

平成19年度に、福岡県の市町村（学校組合）立幼・小・中・特別支援学校の学校（園）長として任命され、幼・小・中・特別支援学校に赴任した者

昨年度までに新任校（園）長として任命され、本年度初めて幼・小・中・特別支援学校に赴任した者（出先機関等に勤務していた者）

昨年度本研修（平成18年度第1回新任校（園）長研修会）を受講していない者（本研修未受講者）

（2）研修の日時、内容（平成19年度分）

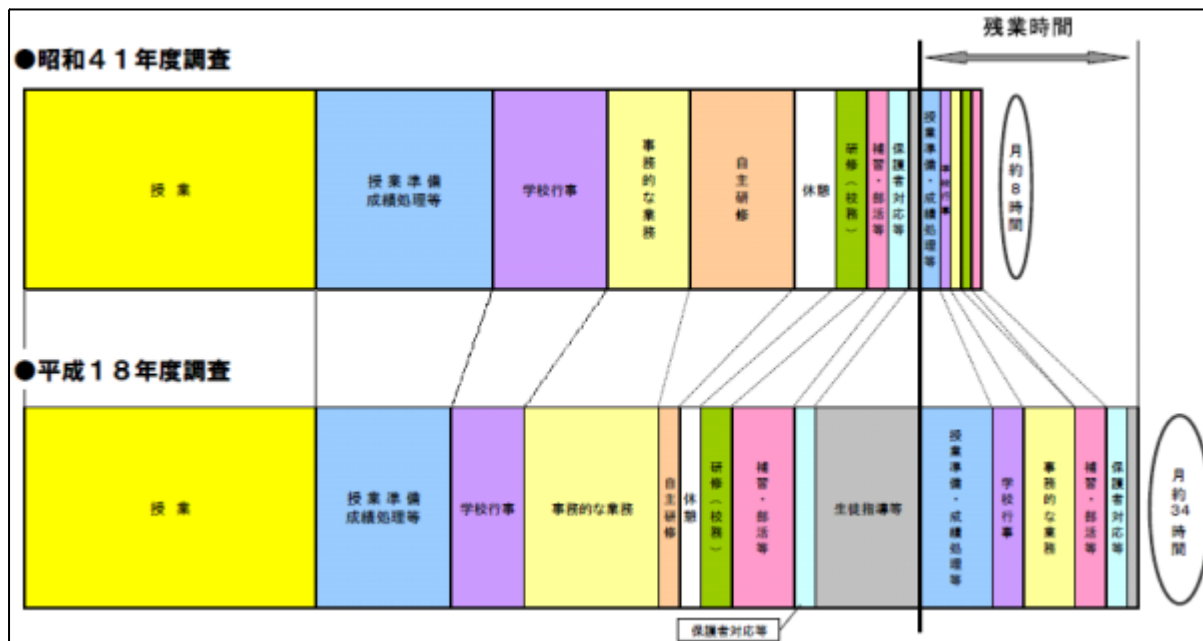
第1回新任校（園）長研修会 平成19年5月14日（月）

- | | |
|----|-----------------------------------|
| 講話 | 「福岡県義務教育の現状と課題」・・・義務教育課主幹指導主事 |
| 講話 | 「特別支援教育の今日的課題」・・・義務教育課主幹指導主事 |
| 説明 | 「青少年アンビシャス運動について」・・・アンビシャス運動推進室長 |
| 講話 | 「新任校（園）長に期待すること」・・・義務教育課主任指導主事 |
| 講話 | 「生徒指導上の諸課題への対応について」・・・義務教育課主任指導主事 |
| 講話 | 「服務等について」・・・教職員課人事管理主事 |

教職員の勤務実態

（中央教育審議会教育課程部会配付資料 H19.10.24）

1 教員勤務実態調査（小・中学校平均）



（出典：文部科学省「教員勤務実態調査」）

2 教職員総数に占める教員以外の専門スタッフの割合

	教員	教員以外の専門スタッフ
日本	76%	24%
アメリカ	54%	46%

（出典：平成18年度学校基本調査、諸外国の教員 H18.3 文部科学省）

3 初等教育における教員の法定勤務時間数

日本	アメリカ	ドイツ	OECD平均
1960時間	1332時間	1742時間	1695時間

（出典：OECD インディケータ2007年度版）

4 残業時間数と休憩時間の実態（小・中学校平均）

項目	昭和41年	平成18年	比
年間ベースの1ヶ月あたり残業時間	8時間	34時間	4.3倍
年間ベースの1日あたり休憩時間	32分	14分	1/2以下

（出典：文部科学省「教員勤務実態調査」）

1 本県における学校評価の実施状況

自己評価の実施・・・・・・・・小学校100%、中学校100%、高等学校100%

学校関係者評価・・・・・・・・小学校実施40.4%、中学校実施40.0%

高等学校

- ・生徒による授業評価（アンケート）の推進
- ・学校評価に係る外部アンケートの推進
- ・学校評議員制度の導入（平成16年度から）
- ・学校関係者評価の導入（平成20年度から）

2 文部科学省委嘱事業

「義務教育の質の保証に資する学校評価システムの構築事業」の事例

市教育委員会がセンター的な役割をもって、市内の各小中学校や学校関係者と連携を図りながら効果的なシステムの構築を推進

自己評価書、学校関係者評価書の作成

評価結果公表の方法（保護者対象の説明会、学校便り、ホームページなど）

3 平成20年度学校評価にかかわる研究指定等

文部科学省

「『都道府県・市区町村』が主体となる学校の第三者評価に関する調査研究」

「学校評価の充実・改善のための実践研究」

福岡県

「学校評価システムの改善 ～第三者による学校評価の進め方の究明～」

4 成果と今後の課題

（小学校・中学校）

学校教育法の一部改正のよって、規定された学校評価の実施とその結果公表について周知を図るため、平成20年度福岡県教育委員会が作成した「福岡県版学校評価資料 ～学校関係者評価の実施に向けて～」の活用促進

（高等学校）

組織的な自己点検・評価による教育活動の改善、教育の質の向上

評価結果の公開、発信により開かれた学校づくりの推進

評価結果の総合的分析、検証に基づく評価の客観性の確保

第一次提言「福岡の教育ビジョン」に提示された取組等

大項目	小項目	具体の取組等の記述
提案 保幼の連携、各校種間の一貫した教育を推進しよう	幼児教育の充実	(19)家庭と一体となった幼児教育に取り組む 6ページ 27行目
	保育所(園)・幼稚園の連携及び小学校との連携の推進	(20)県がリーダーシップを発揮し、各市町村に保育所(園)・幼稚園に関する一本化した窓口を設置するなど、両者の連携を促進 6ページ 36行目
		(21)保育所(園)、幼稚園と小学校がお互いの教育内容を理解するために、合同で研修会、情報交流、相互訪問などを行うなどして、連携した取組を進める 6ページ 40行目
	小学校、中学校、高等学校が一貫した教育の推進	(22)そのための条件整備や連携のシステムについて今後整備していく必要 6ページ 45行目
(23)小・中学校共同での学校行事や交流・合同授業の実施、小学校高学年からの中学校教員による専科授業の実施や一部教科担任制等(中略)小学校と中学校の教師が連携・協力して(中略)習熟度別授業を実施... 7ページ 4行目		
(24)...小学校と中学校が一貫した教育の推進に向けた具体的な取組や条件整備、体制づくりを行う 7ページ 9行目		
提案 校長のリーダーシップと教師の力量が発揮できる環境を整備しよう	校長のリーダーシップの発揮	(25)高等学校においては、中学校との連携を強化しながら、小学校や中学校の教育を踏まえ、実態に即して特色ある教育活動を推進していくことが重要 7ページ 11行目
		(26)学校経営能力はもとより、教師を育成する能力を高める内容など、研修の充実を図る 8ページ 13行目
		(27)任命に当たっては(中略)年齢や経験年数等にとらわれず、積極的に登用する 8ページ 15行目
		(28)副校長や主幹教諭等新たな職の設置を図る 8ページ 19行目
	教師の力量の向上と発揮	(29)校長の予算及び人事に関する権限を拡大 8ページ 20行目
		(30)豊富な体験や教材研究による指導技術の向上、教師相互の研修等、教師の資質向上のための研修の在り方について検討 8ページ 30行目
		(31)一人一人が授業を公開するとともに、教師の「自己評価」、教師同士による「相互評価」、児童生徒による「授業評価」も取り込んだ評価システムをより一層充実させる 8ページ 32行目
		(32)子どもと向き合う時間を確保し、教師がプロとしての誇りをもって教育活動に専念できる環境を整備 8ページ 35行目
	学校評価システムの構築	(33)優秀な教師について、(中略)評価結果の処遇等への適切な反映を図り、教師の意欲を高揚させる 8ページ 39行目
		(34)学校関係者評価の実効性を高めるとともに(中略)実効ある学校評価システムを構築していく 8ページ 46行目
		(35)優れた教育活動を展開している学校を表彰する制度を新設する 8ページ 50行目

第一次提言「福岡の教育ビジョン」に提示された取組等

大項目	小項目	具体の取組等の記述	
課題 学ぶ意欲 の低下	体験を重視した学びの推進	(46)日常生活における様々な体験を豊かにし、いろいろな事象に興味・関心をもたせて、学ぶ意欲を高める(中略)学んだことが実生活で役に立つと実感させる 13ページ 20行目	
	学ぶことの意義の理解と将来の自分の生き方を考えさせ、志をもたせる指導の充実	(47)学ぶことの意義を理解させ、今後の自分の生き方を考え、志をもたせる 13ページ 32行目	
	教育に対する強い使命感をもち、結果責任を果たす教師の育成	(48)教材研究、指導方法の工夫改善を日々行っていき強い使命感をもつことと、それを実現する指導体制や環境を整える 13ページ 37行目 (49)教育の成果と課題を常に見直し、教師の資質や指導力等の向上を図る研修の充実 13ページ 45行目	
課題 自尊感情 (自分への自信、 自分を肯定的にと らえる)の低下	自分のよさに気づき、自信をもたせる支援	(50)自分を肯定的にとらえることができるような支援が必要である。また、子どもの悩みや不安に対する適切な支援が行えるような仕組みを充実させる 15ページ 10行目	
	集団で自分の役割を果たす体験と、互いを認め合う集団づくりの推進	(51)子どもに役割をもたせ、その役割を果たす取組を進め、やり遂げる体験を重ねさせる。(中略)子どもの活動を認め、励ましや感謝の言葉を伝える 15ページ 16行目	
	自分の力でやり遂げる体験とそれを支える大人の指導・助言	(52)集団の中で、自信をもって自分のよさを発揮できるように、互いを認め合う集団づくりに取り組む 15ページ 21行目 (53)できる限り自分の力で解決できるような手だてを考えるとともに、失敗体験から学ばせるという意識をもつ 15ページ 28行目	
	子どもを認め、ほめる機会や場の拡充		(54)子どもに失敗を振り返らせる際には(中略)今後の努力・挑戦する意欲につながる指導や助言をする 15ページ 30行目
			(55)地域の回覧板や掲示板を活用した学校情報の提供(中略)子どもの活動等を認め、励ます 15ページ 37行目
		(56)学校では地域活動参加への呼びかけをしたり、子どもの地域活動を表彰したりすることなどに取り組む 15ページ 40行目 (57)「青少年アンビシャス運動」に積極的に参加するなど、お互いの取組や活動状況などの情報を共有化することで、子どもを温かく見守りながら、認め、ほめる機会と場を広げていく 15ページ 42行目	

第一次提言「福岡の教育ビジョン」に提示された取組等

大項目	小項目	具体の取組等の記述
課題 規範意識 (規範の理解と実践)の低下	規範を教え、納得させ、実践させる指導	(58)家庭においては躾の徹底、学校においては道徳教育の充実、地域においては大人を含めた社会全体の規範意識の向上等、学校、家庭、地域がそれぞれの取組を相互に理解し、行動に移していく 17ページ 16行目
		(59)子どもに考え、行動させることも大切であるが、その基盤として、「悪いものは悪い」「駄目なものは駄目」と大人が毅然とした態度で規範を教え、ルールを守らないことで後ろめたさを実感させる 17ページ 20行目
	よりよい人間関係を形成する力の育成と他者と関わる体験活動の充実	(60)真心をもって自分の考えを表現したり、他人の意見を謙虚に受け入れたりする力を育てていくとともに、周囲の状況や場を踏まえた態度や行動がとれるように育てていく 17ページ 25行目
		(61)一人一人が勝手な行動をとることによる弊害や、みんなが気持ちよく活動するためのルールやマナーの必要性を、集団活動によって子どもに実感させる 17ページ 28行目
	子どもと共に学び、考え、行動する大人の姿勢	(62)他者と関わりながら共通の目標をめざす活動に取り組む 17ページ 31行目
		(63)携帯電話やインターネットなどは、ルールやマナーが確立しないまま、大人と子どもが同時期に使い始めている。(中略)情報社会における規範なども含めた利用する側に対する教育を進めなければならない 17ページ 38行目
(64)子どもの成長にとって好ましくない情報も一方通行で提供されるテレビ等については、情報提供側の教育的配慮も必要 17ページ 42行目		
課題 低下 体力等の	運動の機会や場の提供	(65)相手の立場に立った行動の仕方や自己責任の在り方などを子どもと共に大人も学び、考え、行動する 17ページ 45行目
		(66)学校においては、始業前・昼休み・放課後を活用しての遊びや運動の奨励、部活動等への加入促進など、継続的な運動の機会や場を増やす 19ページ 5行目
		(67)近隣の学校などとの合同による実施などを進める 19ページ 9行目
		(68)家庭においては、子どもを山や海、川など自然とふれあう活動や外遊びの機会、家族でスポーツに親しむ機会を増やす 19ページ 11行目
	たくましい心身の育成	(69)地域においては、安全な運動のための環境整備、体力向上に向けた運動チャレンジの場や機会の提供、異年齢の子どもが交流する場の確保、子どもの参加を促す地域スポーツ活動の充実等に取り組む 19ページ 13行目
		(70)互いに競い合う中で、勝利から学んだり、敗北から学んだりすることができるように指導し、子どもの発達段階に応じた健全な競争心を満たす取組 19ページ 23行目
		(71)家族で健康であることの大切さ、有り難さを語り合ったり、学校で健康についての正しい知識の習得を図ったりする取組 19ページ 26行目
		(72)幼児期の外遊びを重視し、奨励する取組 19ページ 36行目
規則正しい生活習慣と食習慣の確立	(73)正しい食習慣と遊びや運動を中心とした運動習慣を確立する 19ページ 40行目	